

父母等による暴力等を理由に避難した大学生等への奨学金による支援について

これまで

- 日本学生支援機構の奨学金は、暴力等を理由に父母等の元から避難した学生については毎年春と秋に実施する定期採用のみ。
- 避難のタイミングによっては支援開始まで長期間を要するケースがあり得る。
- 家計が急変した際に随時採用する仕組みがあるが、その対象は以下に限定しており、**暴力等を理由とした避難は対象外**。

家計を急変させる予期できない事由
(急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害等
(新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象)

(※) 失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

今後


- 避難した時期によって長期間奨学金の支援を受けられない場合、修学の継続が困難になるケースが想定されることから、**暴力等を理由とした避難をした場合も、随時採用の申請を受け付けることができるよう、運用を変更**する。
- 申請に当たっては、当該学生が暴力等を理由として避難をしている（保護された）ことについて、公的機関の証明を求める。

学生からの相談を受ける大学等への周知期間も考慮し、**令和4年7月1日から受付を開始する**。

奨学金の申込み手順（例）

①


- 父母等からの暴力等を理由とした避難を希望することを、居住地の市区町村の相談窓口、児童相談所、自立相談支援機関又は福祉事務所等に相談。
- 在籍する大学等の学生支援窓口にて、父母等からの暴力等からの避難を理由として、日本学生支援機構奨学金の申込みを希望することを相談。



※ 奨学金の支給・貸与開始までに生活費等が必要な場合、市区町村の社会福祉協議会に相談することで、緊急小口資金（最大10万円）の貸付を受けることも可能（申請から貸付まで最短で1週間程度）。

②

- 避難先の決定、市町村等の公的機関による父母等からの暴力等を理由として保護したことの証明書の発行。
- 在籍する大学等の学生支援窓口にて、証明書を提出。奨学金の申請手続きを実施。

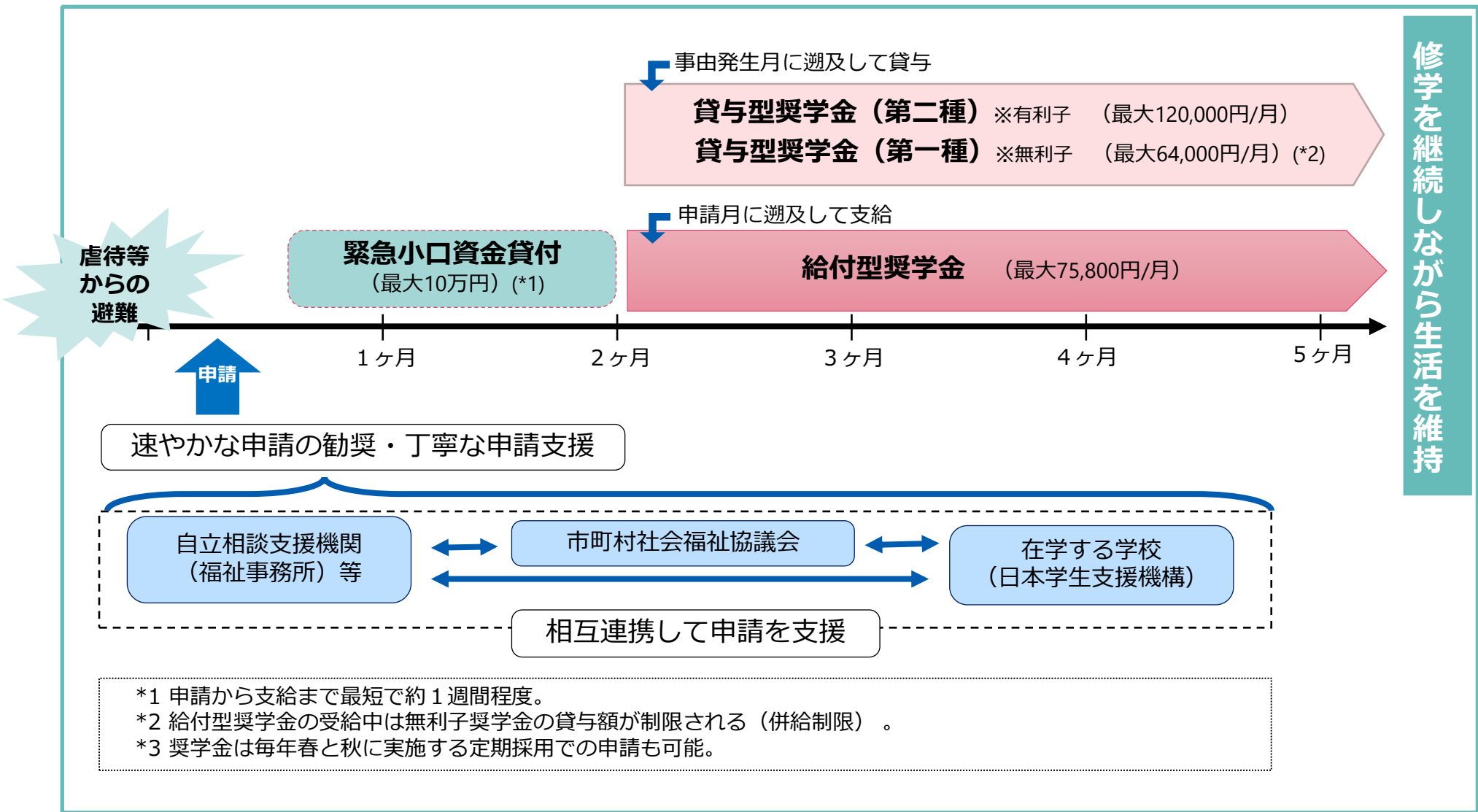


※ 証明書様式は[こちら](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#kakeikyuhen_kakusyuyoushiki) https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#kakeikyuhen_kakusyuyoushiki
※ 避難先施設に部屋代・家賃が含まれた利用料を支払っている場合、自宅外通学の奨学金を受けられます。

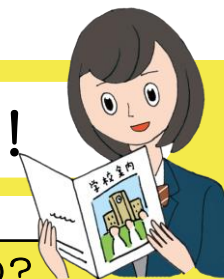
③

- 日本学生支援機構から貸与型奨学金、給付型奨学金の支給開始。
 - ※ 貸与型奨学金、給付型奨学金は併用可能。
 - ※ 申請から奨学金の支給開始までの期間は2月程度。

暴力等を受けて親元から避難した大学生等の生活費の支援について（イメージ）



2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート!



対象になる学校は?

一定の要件を満たすことを国等が確認した

大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの?

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件
を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯



進学先で学ぶ意欲が
ある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

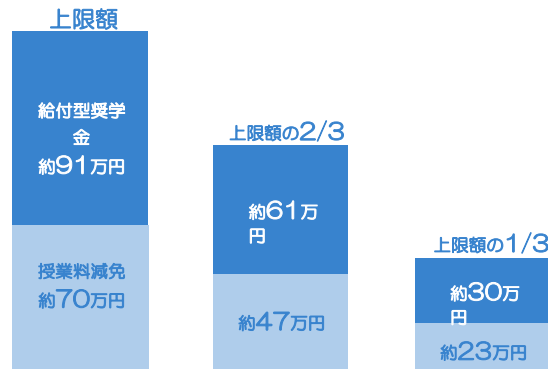
将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの?

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例

4人家族〈本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生〉で、
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



進学資金
シミュレーター



自分が支援
の対象になるか調べて
みよう。

年収目安

~270万円
住民税非課税世帯
〈第Ⅰ区分〉

~300万円
〈第Ⅱ区分〉

~380万円
〈第Ⅲ区分〉

注) 年収目安は、兄弟の数や年齢等の世帯構成などで異なります

給付型奨学金の支給額は?

第Ⅰ区分(住民税非課税世帯)の場合は、下記の額が支給されます。
(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3)

給付型奨学金の支給額(年額)

(住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合)

区分	自宅通学		自宅外通学	
	国公立	私立	国公立	私立
大学・短期大学・専門学校	約35万円	約46万円	約80万円	約91万円
高等専門学校	約21万円	約32万円	約41万円	約52万円



授業料・入学金のサポートは?

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3)

授業料等の免除・減額の上限額(年額)

(住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※1）、災害等（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象）父母等による暴力等からの避難（※2）

（※1）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。
（※2）**公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付**



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

- 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。
（父母等による暴力等から避難した学生等も対象）

緊急採用（無利子）奨学金		応急採用（有利子）奨学金	
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、 高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、 高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒	
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者	
家計基準	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 （基準）一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 （基準）一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	
採用時期	随時	随時	
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（有利子）と同額	

貸与月額 ※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）

第一種奨学金（無利子）

	大 学				短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

第二種奨学金（有利子）

2万円～12万円（1万円単位）

- ※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
- ※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

（参考）【第二種奨学金 貸与利率（令和4年3月現在）】

- ・ 利率見直し方式：0.040%
- ・ 利率固定方式：0.369%

※家計収入（年額）が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

※給付型奨学金と合わせて利用する場合は、上表の月額が調整されます。